入札公告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり物品の購入について一般競争入札に付します。

記

1　競争入札に付する事項

⑴ 調　達　件　名　　共焦点レーザー顕微鏡　一式（リバースオークション対象案件）
⑵ 規格及び数量　　詳細は仕様書のとおり
⑶ 納　入　期　限　　平成２５年　９月３０日
⑷ 納　入　場　所　　国立大学法人筑波大学　生物農林学系棟D棟D３０７暗室

2　仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。
仕様書等関係書類交付場所　　〒305-8572　茨城県つくば市天王台１丁目１番地の１
国立大学法人筑波大学生命環境エリア支援室（会計）
電話番号　029-853-4580（担当：小平）

3　同等品以上のもので参加する場合の取扱い

同等品以上のもので参加を希望する者は、仕様書に従い同等品以上であることを証明できる書類等を上記２に提出する必要がある。本学が同等品以上と認めた場合のみ参加することができる。

同等品以上であることを証明する書類等の提出期限等については、「リバースオークション入札の注意事項」を参照のこと。

4　入札の日時及び方法等

本件の入札はリバースオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は国立大学法人筑波大学ホームページ「筑波大学物品等調達情報」の「リバースオークション情報」を参照のこと。

なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、本学が別に定める「リバースオークション参加登録」を事前に済ませた者に限られる。

5　入札方法

落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札すること。

6　競争に参加する者に必要な資格

⑴　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第４６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第４７条の規定に該当しない者であること。
⑶　国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成２５年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
⑷ 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7　入札保証金及び契約保証金

免除する。

8　契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9　落札者の決定方法

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第５３条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で

最低価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。

以上公告する。

平成２５年　４月３０日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長　吉川　晃

仕　　様　　書

１．供給物品名
　共焦点レーザー顕微鏡　一式

２．規格及び数量
　独国ｶｰﾙﾂｧｲｽ社製　共焦点ﾚｰｻﾞｰｽｷｬﾝ顕微鏡ｼｽﾃﾑ LSM700
　上記例示品または同等品

３．納 入 期 限
　平成２５年　９月３０日

４．納 入 場 所
　国立大学法人筑波大学　生物農林学系棟Ｄ棟Ｄ３０７暗室

５．支　　払
　検査終了後､適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。

６．同等品以上のもので参加する場合の取扱
　同等品により入札に参加しようとする者は予め、下記の条件を満たしていることを証明できる書類、カタログ、価格表、参考見積書及び納入実績等を平成２５年５月７日１７時００分までに提出し、本学の承認を得るものとする。

（機器構成）

１）共焦点スキャン光学系部	一式
２）レーザー光源部	一式
３）検出部	一式
４）光学顕微鏡部	一式
５）制御コンピュータ部	一式
６）制御ソフトウェア部	一式

（仕様）

１）共焦点スキャン光学系部

1. 画像化する領域を 0.5～40 倍間（80 倍ズーム比）の任意の倍率で既得画像から抽出し,ズーム表示を変更可能なこと
2. ステージ上のサンプルを置き直すことなく,表示画像の回転角度を 0゜～360゜間で 1°ずつ任意に設定可能なこと。
3. ステージを動かすことなく,表示画像の回転中心(オフセット位置)を任意に設定可能なこと。
4. 画像のダイナミックレンジを 8bit/12bit/16bit から選択可能なこと。
5. 画像上で指定した直線・自由曲線上のみをスキャンして,任意の部位の輝度を

測定,および任意の形状の断層像を取得可能なこと。

6. スキャン時の画素数は 1x4～2048x2048 画素間で任意に設定可能なこと。
7. スキャン速度は 512x512 画素表示時,最速 0.2 秒/1 フレーム以上で画像取得可能なこと。
8. 共焦点ピンホール径を任意に設定可能であり電動で制御可能なこと。
9. 対物レンズの開口数とレーザーの波長から最適な共焦点ピンホール径を自動設定可能なこと。
10. 上記ピンホール径設定における焦点深度情報を表示可能なこと。

２）レーザー光源部

1. 次の波長（出力）を備えたダイオードレーザー3 種を搭載していること。波長 490±10nm（出力 10mW 以上）,波長 550±10nm（出力 10mW 以上）,波長 640±nm（出力 5mW 以上)）を搭載していること。
2. 高速出力調整に対応しており、未使用時は自動的にスタンバイモードに切り替わる機能を有すること
3. 光学ファイバーが独立していること。
4. メインビームスプリッターは、励起レーザーの導入角度を鋭角に反射することによって戻り光が検出されない構成になっていること。

３）検出部

1. 検出器はすべて高感度 PMT 検出器を採用していること。
2. 検出器は 2 チャンネル搭載してあること。
3. VSD ビームスプリッタによる自在な分光が可能なこと。
4. スペクトルスキャン時の波長分解能は 1nm ステップであること。
5. 取得波長をスキャンしながら得ることが可能であること。
6. 取得したスペクトル情報を計算によって分離し,通常の分光方式では分離不可能な波長同士の近似蛍光を分離して表示可能であること。
7. 検出器はすべてスキャンヘッド内に内蔵されており、ダイレクトに蛍光を検出するためファイバー等による取りまわしがないこと。

４）光学顕微鏡部

1. 電動倒立顕微鏡であること。
2. 観察方法は、明視野・蛍光観察が可能であること。
3. 目的とするサンプルを効率よく判別するため、接眼レンズ視野数 23 以上を有していること。
4. Z 軸方向の微細な画像を得るために、Z モーターのステップは 10nm であること。
5. 対物レンズレボルバー、蛍光リフレクター、Z フォーカスが電動化されておりソフトウェアから制御可能であること。
6. 対物レンズや蛍光フィルタ、透過光電圧および透過光・反射光シャッタの開閉、ならびに Z フォーカス位置を TFT カラータッチパネル(液晶パネル)に表示可能であること。

7. Z軸フォーカスノブ付近に各種電動パーツ制御可能なボタンを左右各5個備えており、自由に制御できるパーツをアサインできること。

５）制御コンピュータ部

1. CPU はインテル製 Core i7 もしくは同等以上であること。
2. OS はマイクロソフト社製 Windows7 Professional 64bit もしくは同等以上であること。
3. 160GB 以上の HDD を装備していること。
4. 2GB 以上の RAM を装備していること。
5. 30 インチ以上かつ解像度 2560 x 1600 以上の高解像モニターを装備していること。
6. CD-RW ドライブおよび DVD ディスクドライブを装備していること。

６）制御ソフトウェア部

1. 使用レーザー波長および対物レンズの開口数から最適な解像度を自動で設定することが可能なこと。
2. セクショニング毎に検出器の感度やレーザーの強度を自動的に調整し,各断層像を一定の輝度で取得可能なこと。
3. 立体画像を取得した際、ソフトウェア上で XY,XZ,YZ 断面表示、任意部位での断面表示、2.5D 表示、最大 3 次元画像を時系列に沿って(X-Y-Z-t,4D 画像) 間欠的に取得可能なこと。
4. 使用する蛍光色素が多岐にわたる場合でも、自分で光路設定をせずに、色素名を入力すれば自動的にコンフィグレーションを作成することが可能なこと。
5. ソフトウェアからメンテナンスモードを実行することにより出荷時の状態に復旧可能であること。
6. 3 次元画像等をウィンドウズおよびマッキントッシュの汎用静止画および動画フォーマットに変換可能であること。

７．そ　の　他

１）本装置を設置するための電源工事・空調設備等の環境は、発注者側で整備する。
２）受注者は、本装置を納入するにあたり、事前に発注者と十分に協議のうえ納入すること。
３）本装置の搬送・搬入・据付調整は、受注者側で行うこと。
４）受注者は、本装置の操作に従事する職員に対し、充分な取扱い説明を行うこと。
５）受注者は、本装置の取扱説明書を和文５部添付すること。英語版が必要な機器を含む場合は英文説明書を１部以上添付すること。

別 紙

品　　名	製 造 会 社	型　番	数 量	備 考
共焦点レーザー 一式			1 式	
（内訳）				

リバースオークション入札の注意事項

リバースオークション方式による入札の詳細は、筑波大学ホームページ「筑波大学物品等調達情報」に掲載していますので、必ず確認のうえ入札に参加ください。

１．リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、本学が別に定める「リバースオークション参加登録」を事前に済ませた者に限られる。更にシステム上において案件毎に競争参加の意思表示を行う必要がある。

２．入札受付日時　　リバースオークション情報に掲載

３．入札締切日時　　同　　上

４．落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札すること。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を、契約の交渉権者とする。

５．いったん入力された入札金額は、変更、取消しをすることができない。

６．落札決定の日から７日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

７．　本学は、次のいずれかに該当することとなった場合は、契約を解除することができる。

（１）契約の相手方が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第４９条第１項に規定する排除措置命令又は同法第５０条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第６６条第４項の審決が確定した場合。ただし、請負者が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を発注者が認めた場合は、この限りでない。

（２）契約の相手方（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が独占禁止法に違反したことにより、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定した場合

（３）公正取引委員会が、契約の相手方に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合

８．　契約の相手方は、前項各号のいずれかに該当したときは、本学が契約を解除するか否かを問わず、本学の請求に基づき、契約金額の１０分の１（単価契約の場合は契約期間全体の支払い総金額と、予定数量に契約単価金額を乗じて算出した金額を比較し、より大きい方の金額の１０分の１）に相当する額を違約金として本学の指定する期間内に支払わなければならない。

９．同等品以上のもので参加する場合の取扱い

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類（以下「競争参加者の確認書類」という。）を下記の期日までに提出すること。

例示品以外の物品で入札に参加を希望する者は、提案物品が例示品と同等品以上であることを証明する書類を競争参加者の負担において作成し、競争参加者の確認書類と併せて提出するこ

と。なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

競争参加者の確認書類

・平成２５年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し‥‥‥

様式1

技 術 審 査 申 請 書

平成　　年　　月　　日

国立大学法人　筑波大学　　殿

所在地
機関又は会社名
所属部署
氏名

下記の入札に関し、関係資料を提出しますので技術審査願います。

記

1．入札の件名
　共焦点レーザー顕微鏡　一式

2．提出資料
・
・
・
・
・

【提出資料に対する照会先】
会社名・所属：
担 当 者 名　：
連　絡　先　：

物品供給契約書（案）

供給すべき物品の表示　　共焦点レーザー顕微鏡　一式（内訳は別紙のとおり）

代　　金　　額　　金　　円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金　　円（消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出したもので、代金額に１０５分の５を乗じて得た額である。）

発注者　国立大学法人筑波大学契約担当役財務担当副学長　吉川　晃（以下「甲」という。）と供給者　株式会社　　（以下「乙」という。）との間において上記物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で供給契約を結ぶものとする。

第１条　乙は、甲に対し物品の供給をするものとする。

第２条　物品は、国立大学法人筑波大学　生物農林学系棟Ｄ棟Ｄ３０７暗室に納入するものとする。

第３条　物品の納入期限は、平成２５年９月３０日までとする。

第４条　納品書（給付完了の通知）は、国立大学法人筑波大学生命環境エリア支援室に送付するものとする。

第５条　代金は１回に支払うものとし、検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して４０日以内に支払うものとする。

第６条　代金の請求書は、国立大学法人筑波大学生命環境エリア支援室に送付すべきものとする。

第７条　この物品について、乙が引渡しを完了したのち、１２月（または１年）以内に、甲がかしを発見したときは、ただちに物品または物品の部品を取替えるものとし、この取替えに要した費用はすべて乙の負担とする。

第８条　契約保証金は免除する。ただし、乙の故意または重大な過失により物品の供給が著しく遅延するおそれがあるときは、甲は、契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は契約額の１０分の１に相当する違約金を甲に支払うものとする。

第９条　この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則によるものとする。

第１０条　この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第１１条　この契約について甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第１２条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は２通作成し、双方で各１通を所持するものとする。

平成２５年　　月　　日

甲　　茨城県つくば市天王台１丁目１番地の１
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長　吉　川　　晃

乙

別　紙

品　　名	製　造　会　社	規　　格	数 量	単　　価	金　　額
共焦点レーザー　一式					
（付属品）					
小　　計					0円
消費税額及び 地方消費税額					0円
合　　計					0円